

荒川区介護保険運営協議会等資料

平成29年度第4回

平成30年1月30日(火)

荒 川 区

1	(仮称)荒川区指定居宅介護支援等の事業の人員及び 運営の基準に関する条例の制定について	...	1
2	荒川区指定地域密着型サービス事業の基準に関する 条例等の改正について	...	3
3	荒川区指定介護予防支援事業に係る基準条例の改正について	...	5
4	第7期荒川区高齢者プラン(案)について	...	7

<資料配付>

- ・ 荒川区介護保険サービス永年勤続従業者表彰事業の  
実施について
- ・ 介護フェア2017の実施について  
当日説明はありません。

件名	(仮称)荒川区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の制定について
ポイント	改正介護保険法の施行に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例を制定する。
内容	<p>1 条例制定の理由</p> <p>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準は、現在、東京都指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例において定められ、施行されているが、平成30年4月の改正介護保険法の施行に伴い、居宅介護支援事業者の指定権限について、都道府県から市町村に移譲されることとなるため、当該基準に関する区条例を新たに制定する。</p> <p>2 条例制定の概要</p> <p>(1) 制定に当たっての考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行都条例の内容は、基本的に厚生労働省の基準省令と同一の内容となっている。また区としても独自基準の設定は必要ないものと判断しており、区条例についても、原則として基準省令と同一の内容とする。</li> <li>・ なお、改正介護保険法の施行から1年間(平成31年3月31日まで)は、都条例で定められた基準をもって、区条例で定められた基準とみなすとの経過措置が設けられてはいるが、平成30年4月に予定されている基準省令の改正を受けた条例改正を東京都が行わないとしているため、30年4月1日施行に向けて区条例を制定することとする。</li> </ul> <p>(2) 主な制定内容</p> <p>指定居宅介護支援事業所に係る以下の基準を制定する。</p> <p>趣旨及び基本方針(趣旨、基本方針)</p> <p>人員に関する基準(従業者の員数、管理者)</p> <p>運営に関する基準(指定居宅介護支援の基本的取扱方針、指定居宅介護支援の具体的取扱方針、管理者の責務、運営規程、勤務体制の確保、設備及び備品等、秘密保持、苦情処理、事故発生時の対応、記録の整備等)</p> <p>基準該当居宅介護支援に関する基準(準用)</p> <p>3 施行予定日</p> <p>平成30年4月1日</p>

< 主管部課 > 福祉部介護保険課



件名	荒川区地域密着型サービス事業に係る基準の条例等の改正について
ポイント	厚生労働省令の改正に伴い、荒川区指定地域密着型サービスの基準に関する条例及び荒川区指定地域密着型介護予防サービスの基準に関する条例を改正する。
内容	<p>1 条例改正の理由          介護保険制度改正により、地域密着型サービス事業に係る基準条例等の基となる厚生労働省令が改正され、平成30年4月1日から施行される予定であることから、荒川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（以下「地域密着型条例」という。）及び荒川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（以下「地域密着型予防条例」という。）について、以下のとおり改正を行う。</p> <p>2 条例改正の概要          (1) 改正に当たっての考え方          地域密着型（介護予防）サービスに係る内容について、地域密着型条例及び地域密着型予防条例ともに厚生労働省令の改正と同様の改正を行う。</p> <p>(2) 主な改正内容（予定）          定期巡回・随時対応型訪問介護看護          オペレーターに係る基準の見直し、介護・医療連携推進会議の開催頻度の緩和、地域へのサービス提供の推進          夜間対応型訪問介護          オペレーターに係る基準の見直し          地域密着型通所介護          共生型地域密着型通所介護の基準設定、療養通所介護の定員見直し          (介護予防)認知症対応型通所介護          共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直し          (介護予防)認知症対応型共同生活介護          身体的拘束等の適正化          地域密着型特定施設入居者生活介護          身体的拘束等の適正化、療養病床等から医療機関併設型の地域密着型特定施設へ転換する場合の特例を規定          地域密着型介護老人福祉施設          入所者の医療ニーズへの対応強化、身体的拘束等の適正化          看護小規模多機能型居宅介護          指定に関する基準の緩和、サテライト型事業所の創設</p> <p>3 施行予定日          平成30年4月1日</p>

< 主管部課 > 福祉部介護保険課



件名	荒川区指定介護予防支援事業に係る基準の条例の改正について
ポイント	厚生労働省令の改正に伴い、荒川区指定介護予防支援事業の基準に関する条例を改正する。
内容	<p>1 条例改正の理由          介護保険制度改正により、介護予防支援事業に係る基準条例の基となる厚生労働省令が改正され、平成30年4月1日から施行される予定であることから、荒川区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例について、以下のとおり改正を行う。</p> <p>2 条例改正の概要          (1) 改正に当たっての考え方          厚生労働省令の改正と同様の改正を行う。</p> <p>(2) 主な改正内容(予定)          ・医療と介護の連携の強化(入院時及び平時)          ・公正中立なケアマネジメントの確保          ・障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携</p> <p>3 施行予定日          平成30年4月1日</p>

< 主管部課 > 福祉部介護保険課





件名	第7期荒川区高齢者プラン(案)の策定について
ポイント	第7期荒川区高齢者プランについて、福祉・区民生活委員会での集中審議、パブリックコメントの実施、介護保険料算定の結果等を踏まえ、最終案をまとめたので報告する。
内容	<p>1 福祉・区民生活委員会での集中審議</p> <p>(1) 実施日時 平成29年12月1日</p> <p>(2) 主な質疑項目</p> <p>地域包括支援センター拡充について</p> <p>医療と介護との連携について</p> <p>介護保険料に対する区民負担の軽減について</p> <p>2 パブリックコメントの実施状況</p> <p>(1) 実施期間 平成29年12月4日～26日(23日間)</p> <p>(2) 実施方法</p> <p>第7期荒川区高齢者プラン(素案)を、平成29年12月4日発行の区報特集号と荒川区HPにより周知したほか、全文及び概要版を区役所福祉推進課、高齢者福祉課、介護保険課、地下1階情報提供コーナーにて閲覧に供した。</p> <p>(3) 意見提出数 9人(19件)</p> <p>新たに記載・修正・・・1件 既に記載・・・14件</p> <p>ご意見として受け止める・・・3件 今後検討・・・1件</p> <p>(4) 意見の概要及び意見に対する区の考え方 別紙のとおり</p> <p>3 最終案に追加した内容</p> <p>(1) 「第5章 介護保険事業計画」の「第2節～第5節」を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2節 介護保険事業の推計</li> <li>・第3節 介護保険料の算定(詳細は下記4にて説明)</li> <li>・第4節 介護保険制度における利用者負担制度</li> <li>・第5節 給付適正化の取組</li> </ul> <p>(2) 「資料編」に「用語解説」を追加</p> <p>4 第7期介護保険料</p> <p>(1) 標準保険料額(基金取崩後)</p> <p>5,980円(第6期比318円、5.62%増)</p> <p>(2) 基金取崩前の標準保険料額</p> <p>6,489円(第6期比827円、14.61%増)</p> <p>(3) 標準保険料額の増減要因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険給付費の増加(第6期比31.4億円、6.49%増)</li> <li>・介護報酬改定による増加(改定率:0.54%増)</li> <li>・消費税増税等に係る増加(平成31年度:1.2%増 32年度:2.4%増)</li> <li>・第1号被保険者の負担割合の変更(第6期22% 第7期23%)</li> <li>・介護保険給付準備基金の取崩(取崩額9.1億円、残2.5億円)</li> </ul> <p>(4) 所得段階別の保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第15段階を新たに設定</li> <li>・第8段階から第14段階までの保険料率を見直し</li> </ul>

< 主管部課 > 福祉部福祉推進課・高齢者福祉課・介護保険課